

2024 年 9 月 No.208

シンガポール

取締役や株主ら個人の連絡先住所に係る新制度の導入

弁護士 長谷川 良和

はじめに

2024 年 7 月 2 日、シンガポール会計企業規制庁（登録及び規制執行）法¹案が国会で可決された。現在、シンガポールの商業登記上で公表されている取締役や株主ら個人の住所に関し、個人の連絡先住所に係る新制度が適用されることになり、個人のプライバシー保護が広く可能となる。かかる新制度は、2024 年末までに導入予定である。会社の取締役や株主ら個人のプライバシー保護に関心を有する方々も多いと思われることから、本稿では、連絡先住所に係る新制度の概要を紹介する。

1. 取締役等の地位を有する個人の観点

(1) 現行法の位置づけ

- ・ シンガポールの会社の取締役、カンパニーセクレタリ（秘書役）及び会計監査人等は、原則として、商業登記上で自身の居住住所の開示を義務づけられている。
- ・ もっとも、個人のプライバシー保護への配慮から、商業登記上で表示される住所に関し、取締役等は居住住所に代えて、その他の所在地として代替住所（例えば、職場住所やコーポレートサービス提供事業者のオフィス住所等）が選択可能となっている。その結果、取締役等は、代替住所の選択を通じて、居住住所情報の一般公衆への開示が回避可能となっている。

(2) 連絡先住所制度の導入

- ・ 「連絡先住所」は、個人に関し、所定の法令に基づいて関係当局が保持する個人の連絡先住所を意味し、取締役や株主ら個人が商業登記用に当局へ提出する連絡先住所もこれに含まれる。
- ・ 連絡先住所は、当該個人の居住法域と同一の法域内であり、かつ当該個人への連絡が可能な場所である必要がある。具体的には、当該個人の居住住所の他、職場住所やコーポレートサービス提供事業者のオフィス住所等が例として挙げられる。いわゆる私書箱（P.O. Box）は不可とされている。
- ・ 連絡先住所制度への移行を促進するため、商業登記機関に登記済みの全ての代替住所は、2024 年末までに自動的に連絡先住所に置換される予定である。
- ・ 従来、代替住所を選択していなかった個人は、連絡先住所制度の導入前に代替住所を選択することが当局により強く推奨されている。また、2024 年 8 月 23 日以降、代替住所の登記申請費用 40 シンガポールドル（約 4,400 円）は免除される。
- ・ 個人の居住住所を継続して連絡先住所として使用希望の場合は、何ら手続を行う必要はない。

¹ ACRA (Registry and Regulatory Enhancements) Act 2024

2. 専ら株主としての地位のみを有する個人の観点

現行法上、専ら株主としての地位のみを有する個人は、代替住所制度の適用対象外となっている。また、2024年未までの連絡先住所制度の導入により、専ら株主としての地位のみを有する個人の現登記住所は、自動的に連絡先住所に置換される予定である。そこで、当該個人が、連絡先住所として居住住所以外を連絡先住所として指定を希望する場合には、2024年8月23日以降、カンパニーセクレタリ又はコーポレートサービス提供事業者の助力を得て株主情報の変更申請を行うことが可能となり、これにより居住住所情報の一般公衆への開示が回避可能となる。

3. コーポレートサービス提供事業者の観点

コーポレートサービス提供事業者は、顧客の希望する商業登記上で表示される住所を確認し、それを元に商業登記情報をアップデートすることが期待されている。

[執筆者]



長谷川 良和（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP
弁護士 パートナー）

yoshikazu_hasegawa@noandt.com

シンガポールを拠点に、東南アジアその他アジア地域において日系企業が直面する法律問題に幅広く関与している。特に、日系企業による東南アジアへの進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、危機対応、エネルギー・インフラ案件を取り扱っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。よろしくお願いいたします。